

法外扶助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項1号の規定による措置(以下「措置」という。)を受け、老人ホームに入所した者(以下「被措置者」という。)のうち、年金などの収入がない者等に対し日常経費の一部に充当するための法外扶助費の支給について必要な事項を定める。

(支給区分)

第2条 法外扶助費は以下の区分により支給する。

(1) 日常生活費

月々の医療費、通院費、日用品費等に充てる費用として支給するもの。

(2) 入所一時金

入所に際して必要な日用品等一式を準備する費用として支給するもの。

(対象者)

第3条 法外扶助費の対象者は以下のとおりとする。

(1) 日常生活費

西宮市が措置を行った被措置者(当該月の初日において措置を受けている者)のうち、申請時において活用できる資産がなく、所持金総額(預貯金や小銭等)が200,000円未満の者で、年金等による収入(「老人福祉法による費用の徴収に関する規則」で収入として認定するものをいう。ただし、当法外扶助費支給額を除く。)が日常生活費基準年額に満たない者若しくは収入がない者。ただし、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく年金給付、国民年金法第5条第1項各号に規定する公的年金給付又は恩給法(大正12年法律第48号)に基づく年金の支給停止事由に該当する者は除く。

なお、日常生活費の支給対象となる者は、平成18年1月24日老発第0124001号「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」に規定する加算の特例を受ける資格を有する者であっても加算の特例は受けないものとする。

(2) 入所一時金

日常生活費の支給対象となる者(ただし当該月の初日において措置を受けているかどうかは問わない)で、かつ入所時の所持金総額(預貯金や小銭等)が50,000円未満の者。

(支給金額)

第4条 日常生活費基準年額は180,000円とする。また、入所一時金基準額は50,000円とする。

2 日常生活費については前条に規定する対象者に対して、当該年度日常生活費基準年額より前年の収入額を差し引き、その額を当該年度月数で除した額を毎月支給する。ただし、

当該年度において前年の収入と認定された額が激減した場合は、当該年度日常生活費基準年額から当年中の収入額を差し引き、認定することができる。ただし、収入が激減したことの証し得る書類を添付すること。

入所一時金については前条に規定する対象者に対して、入所一時金基準額より入所時の所持金総額を差し引いた額を支給する。

(支給の申請)

第5条 支給の申請をしようとする者は、法外扶助費支給申請書(様式第1号、以下「支給申請書」という。)に収入及び所持金総額を証し得る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 日常生活費の継続支給申請をしようとする者は、前項に規定する支給申請書等を3月1日から3月20日までに市長に提出しなければならない。

(支給期間)

第6条 日常生活費の支給期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、年度途中からの支給開始分については当該年度末までとする。

(支給の決定)

第7条 支給の決定は、必要な調査を行ったうえ、その可否を法外扶助費支給決定通知書(様式第2号)により通知する。

(支給の方法)

第8条 支給の方法は、支給対象者からの申請に基づき、本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

(支給停止・返還)

第9条 日常生活費の支給を受けている者のうち、各支給月の初日において下記の要件に該当する者については、当該月の支給を停止し、その旨を法外扶助費支給停止通知書(様式第3号)により通知する。

(1) 生活保護法による医療扶助費の支給を受けている者

(2) 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第12号または第13号に規定する年金受給権を担保として小口資金の貸付を受けた者のうち、当該貸付金の返済が終了したことに伴い年間収入見込額が第4条に規定する日常生活費基準年額を超過する者

2 偽り、その他不正の手段により日常生活費及び入所一時金の支給を受けた者は、市長の指示により、直ちにその全額を返還しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。